本号で公布された法令のあらまし

◇刑法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三一八号）（法務省）

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六七号）附則第一項本文に掲げる規定の施行期日は、令和七年六月一日とすることとした。

◇刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第三一九号）（法務省）

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六六号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和五年一二月一五日とすることとした。

◇刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第三二〇号）（法務省）

刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二八号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は令和五年一一月一五日とし、同条第四号に掲げる規定の施行期日は令和六年二月一五日とすることとした。

◇押収物還付等公告令の一部を改正する政令（政令第三二一号）（法務省）

1　刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二八号）の一部の施行に伴い、裁判の執行に関して押収した物の還付等に関する公告の方法を定めることとした。（本則関係）

2　この政令は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和五年一一月一五日）から施行することとした。

◇国際受刑者移送法施行令の一部を改正する政令（政令第三二二号）（法務省）

1　刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二八号）の一部の施行に伴い、共助刑の執行において刑事訴訟法を適用する場合に必要な技術的読替えを改めることとした。（第一条関係）

2　この政令は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和五年一一月一五日）から施行することとした。

◇国の債権の管理等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三二三号）（財務省）

1　刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、国の債権の管理等に関する法律施行令第三条第四号に掲げる没取金に、同法による改正後の刑事訴訟法の規定による没取金を加えることとした。（第三条関係）

2　この政令は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和五年一一月一五日）から施行することとした。

◇道路法施行令及び建築基準法施行令の一部を改正する政令（政令第三二四号）（国土交通省）

1　行政庁の許可により道路の占用ができる施設及び道路内に建築することができる建築物として、高速自動車国道又は自動車専用道路に設ける自動車に動力源としての電気を供給するための施設等を追加することとした。（本則関係）

2　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇令和五年九月四日から同月九日までの間の豪雨及び暴風雨による千葉県夷隅郡大多喜町等の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（政令第三二五号）（内閣府本府）

1　令和五年九月四日から同月九日までの間の豪雨及び暴風雨による千葉県夷隅郡大多喜町等の区域に係る災害を激甚災害として指定することとした。

2　当該激甚災害に対し、次に掲げる措置を適用することとした。

㈠　公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

㈡　農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

㈢　小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇シナイ半島国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令（政令第三二六号）（内閣府本府）

1　シナイ半島国際平和協力隊を置く期間を令和六年一一月三〇日までとすることとした。（第一条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律施行令（政令第三二七号）（文部科学省）

1　審議会等で政令で定めるもの

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和五年法律第四一号。以下「法」という。）第一五条第一項の審議会等で政令で定めるものは、中央教育審議会とすることとした。（第一条関係）

2　登録日本語教員に係る登録等の手数料

法第二〇条の政令で定める手数料の額は、法第一七条第一項の登録を受けようとする者にあっては四、四〇〇円、登録証の再交付又は訂正を受けようとする者にあっては二、五〇〇円とすることとした。（第二条関係）

3　日本語教員試験の手数料

法第二五条の政令で定める手数料の額は、一万八、九〇〇円（法第二三条の規定により、基礎試験及び応用試験が免除される場合にあっては五、九〇〇円、これらのうちいずれかの試験が免除される場合にあっては一万七、三〇〇円）とすることとした。（第三条関係）

4　文部科学大臣が行う実践研修の手数料

法第二七条第二項の政令で定める手数料の額は、五万九〇〇円とすることとした。（第四条関係）

5　登録実践研修機関が行う実践研修に係る手数料の額の認可

法第六〇条の認可の申請の手続及び基準を定めることとした。（第五条関係）

6　施行期日等

㈠　文部科学大臣は、法第二条第三項第二号の文部科学省令を制定するために、法の施行の日前においても、法第一五条第一項の規定の例により、法務大臣に協議し、及び中央教育審議会の意見を聴くことができるものとした。（附則第二項関係）

㈡　この政令の施行に関し、文部科学省組織令及び中央教育審議会令について所要の改正を行うこととした。（附則第三項関係）

㈢　この政令は、令和六年四月一日から施行するものとした。ただし、㈠の規定は、公布の日から施行するものとした。

◇漁港水面施設運営権登録令（政令第三二八号）（農林水産省）

1　この政令における用語の意義を定めることとした。（第二条関係）

2　漁港水面施設運営権又は漁港水面施設運営権を目的とする抵当権（以下「漁港水面施設運営権等」という。）の登録は、農林水産大臣が行うこととした。（第三条関係）

3　漁港水面施設運営権登録簿は、農林水産省に備えることとした。（第六条関係）

4　登録は、法令に別段の定めがある場合を除き、当事者の申請又は官庁若しくは公署の嘱託がなければすることができないこととした。（第一二条関係）